

法定受託事務の内容

	事務の内容	根拠条文
1	被保険者（第2号・第3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失・種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105】
2	任意加入（高齢者任意加入を含む。以下同じ）及び資格喪失の申出を受理し、申出で係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5】 【改正法附則（平6）11①⑤・ （平16）23】 【国令1の2】
3	任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10】 【国令1の2】
4	年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5	保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3】 【改正法附則（平16）19】 【国令1の2】
6	付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2】 【国令1の2】
7	受給権者から第1号被保険者期間（任意加入期間を含む。）のみの老齢基礎年金などの裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16・34】 【国令1の2】
8	第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入を含む。）の障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法105】 【国令1の2】